

社会福祉法人ほのぼの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの会の法人業務に伴う評議員選任・解任委員、評議員、理事及び監事に対する報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員選任・解任委員の報酬金額)

第3条 社会福祉法人ほのぼの会の評議員選任・解任委員の報酬はなしとする。

(評議員の報酬金額)

第4条 評議員の報酬はなしとする。

(役員報酬金額)

第5条 役員報酬はなしとする。

(理事長の勤務報酬金額)

第6条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別途定める理事長報酬規程により、報酬を支給するものとする。

(費用弁償)

第7条 評議員選任・解任委員、評議員、役員が法人業務にかかる実費費用については、別途定める社会福祉法人ほのぼの会の費用弁償規程に基づき弁償する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。